

測量法並びに測量法施行令及び測量法施行規則の一部改正 Partial Amendment of the Survey Act, the Enforcement Order of the Survey Act and the Enforcement Regulations of the Survey Act

総務部 三谷武広・松本哲・高橋誠¹・根木健・嶋田康彦²
General Affairs Department MITANI Takehiro, MATSUMOTO Satoshi,
TAKAHASHI Makoto, NEKI Takeshi and SHIMADA Yasuhiko

要 旨

令和 6 年 6 月 12 日に測量法(昭和 24 年法律第 188 号)が一部改正され、令和 6 年 6 月 19 日に公布、令和 7 年 4 月 1 日から施行された(「測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討」に関する規定(第 54 条の 2)は公布日施行)。

また、法改正を受けて、測量法施行令及び測量法施行規則の一部を改正し、令和 7 年 1 月 17 日に公布、同年 4 月 1 日から施行した。これらの概要について紹介する。

1. はじめに

測量法の一部改正(以下「法改正」という。)は「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 54 号)(議員立法)において行われた。この法律は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号)、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)及び「測量法」の三つの法律を併せて改正するもので、その概要は図-1 に示す内容のとおりである。

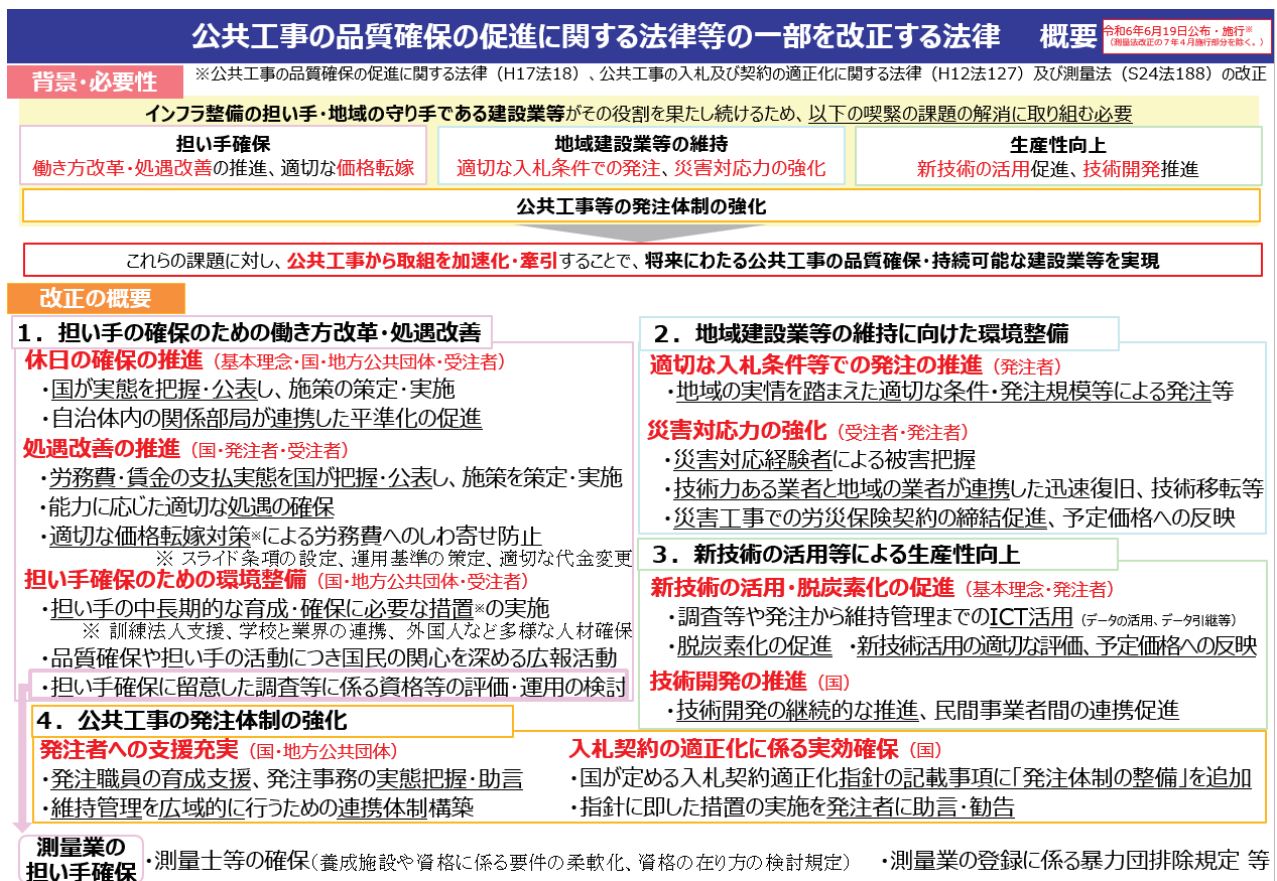


図-1 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

概要の最下段にある「測量業の担い手確保」の少し上に書かれた「担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討」から下向きに矢印が伸びているが、これが測量法と公共工事の品質確保の促進に関する法律の相互において、趣旨や目的を同一とした関連性を表した部分であり、測量法第54条の2の規定がこれに当たるものである。

2. 法改正の概要

図-2は、法改正の内容を概要として整理したものである。このうち、国土地理院の所管に係る「1. 技術の進展に対応した担い手（測量士・測量士補）の確保」及び「2. 測量成果等の提供の電子化」について説明する。

2.1 技術の進展に対応した担い手（測量士・測量士補）の確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部改正における目的の一つに「担い手の確保」があり、測量士・測量士補についても「技術の進展に対応した担い手（測量士・測量士補）の確保」が課題となっている。以下の2.1.1項から2.1.3項は、その課題に対応していくことを主な目的とした改正の内容である。

2.1.1 「養成施設」の要件の見直し

測量法における「養成施設」とは、測量に関する専門の知識や技能を修得するための施設のことである。国土交通大臣の登録を受けた養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者は測量士補となる資格を有し、その後、測量に関し二年以上の実務の経験を経ることにより、測量士となる資格を有することができる。養成施設を卒業して測量士補となる資格を有した者は、測量業界に入職するケースも多いことから、測量業界の即戦力となる担い手を供給するルートとして養成施設は重要な役割を担っている。しかし、令和6年度末時点の養成施設の登録数は全国に延べ11であり、これは15年程度前に比べてほぼ半減している状況で、まずはその維持が課題となっている。

また、養成施設で教授する測量に関する専門の知識や技能に関しては、測量業務における技術の進展が著しく、そこで使われる測量方法や機器も同様に変化していることから、現在使われていない測量方法や機器を、現在使われているものに改めるなど、その技術の進展（時代の変化）に対応した状況に常に見直していく必要がある。

法改正では、養成施設で教授する測量に関する科目、実習のための機器、専任教員の人数といったこれまで法律で定められていた要件が測量法施行規則（以下「省令」という。）において定められることと

なった。これにより、それらの要件を技術の進展等に合わせて柔軟かつ迅速に見直すことを可能とする環境が整備された。要件の具体的な見直しの内容については、後述する省令改正の概要において示す。

2.1.2 現行の有資格者と同等以上の知識及び技能を有する者への測量士・測量士補資格の付与

今回の改正前の測量法では、大学や短期大学等で「測量に関する科目」を修めて当該大学等を卒業した者は、測量士補となる資格を有し、その後、測量に関し定められた年数以上の実務の経験を経ることにより、測量士となる資格を有することについて規定されていたが、「当該大学等の卒業」が条件であったため、そうでない者はこの資格を有することができなかった。

例えば「大学の卒業」に関して、現在は大学を卒業せずとも一定の科目を履修することで、大学卒業と同程度の知識や技能を有する者として認定し学位を授与する制度（「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」による学位授与制度）が整備されている。この学位を授与された者については、所要の測量に関する科目を修めていれば、測量士補の資格を有する者と同等以上の知識や技能を備えていると考えられることから、大学卒業者と同様に測量士補となる資格を付与することとし、更に一定年数以上の実務経験を経れば、測量士となる資格を付与することとした。これにより、新しい資格ルートとして、測量業における担い手の確保につながるものと期待できる。

なお、同等以上の知識や技能を有すると認められる者の具体的な要件等については、国土交通大臣の告示により定め、令和7年4月1日から施行された。

2.1.3 測量士・測量士補資格の在り方の検討

前述のとおり、法改正においては、「測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討」に関する規定（第54条の2）が設けられた。

測量士・測量士補の資格制度に関しては、「測量技術者の高齢化及び若年技術者の不足等による将来の担い手不足」「測量・測位技術の進展に伴う新技術に対応した担い手の確保」「大学・短期大学等・測量に関する専門の養成施設の各卒業者、測量士・測量士補試験合格者における測量に関して修得した知識等の差異」等が課題となっている。

これらの課題に対応するためには、測量業界のみならず、資格取得に関わる教育機関、学識経験者等、様々な関係者の意見を聴き、測量士・測量士補の資格の在り方について、しっかりと議論及び検討をする必要がある。

このため、国土地理院においては、国土地理院長の私的諮問機関である測量行政懇談会の下に有識者

から成る「測量資格制度検討部会」（部会長：公益社団法人日本測量協会 清水英範会長）を設置し、令和6年6月20日以降議論を重ねてきた（令和6年度は4回の部会を開催）。そして、令和7年3月12日に開催された測量行政懇談会（国土地理院，2025）においてその成果を報告し、今後も引き続き、前述の課題への対応に加え、測量士・測量士補の中長期的な育成及び確保に留意した資格制度の在り方に関する検討を進め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

2.2 測量成果等の提供の電子化

法改正においては、測量成果及び測量記録（以下「測量成果等」という。）の提供方法に関する見直し

も行われた。

今回の改正前の測量法では、基本測量・公共測量の測量成果等の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土地理院長に対する申請が必要であったが、その交付に関しては紙（書面）を前提としたものとなっていた。

近年、測量成果等は、電子データで作成されることが主流になっていることから、法改正においては、紙のものに加え、電子データで作成された測量成果等についても、その提供を受ける方法を書面又は電磁的方法から選択し、誰でも国土地理院長に対して請求することが可能となった。

測量法 改正概要	
1. 技術の進展に対応した担い手（測量士・測量士補）の確保 ○測量技術者の高齢化及び若手技術者の不足等による将来の担い手不足 ○測量・測位技術の進展に伴う新技術に対応した担い手の確保が課題 ①「養成施設」の要件の見直し 修了者が測量士・測量士補の資格を取得できる「養成施設」は、近年、その数が減少。 技術の進展に対応した測量士・測量士補の育成・確保の後押しが必要。 ○「科目」・「実習機器」の設置要件について、時代遅れのものは削除し、新しいものを加える。 ○「専任教員の人数」の確保要件について、最小限の人数に緩和する。 ○ 具体的な要件は、時代の変化に応じた柔軟な対応が可能となるよう、省令で定めることとする。 ②現行の有資格者と同等以上の知識及び技能を有する者（学位授与機構による学位授与者等）への測量士・測量士補資格の付与 学位授与機構による学位授与者は、大卒者と同等以上の学力を有するにも関わらず、大卒者ではないため、測量士・測量士補資格が認められない。 ○ 学位授与機構による学位授与者等、現行の測量士・測量士補となる資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者について、測量士・測量士補となる資格を付与する。	③測量士・測量士補資格の在り方の検討 測量士・測量士補の中長期的な育成・確保の観点から、測量士・測量士補となる資格の在り方の見直しが必要。 ○ 政府は、測量士・測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、測量士・測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。 2. 測量成果等の提供の電子化 測量業者が業務に用いる基準点データ等の国土地理院からの提供方法に、紙を前提とした手続が残存。 ○ 国土地理院による測量成果等の謄抄本交付について、電磁的方法によることも可能とする。 3. 測量業の登録に関する暴力団排除規定の整備 ○ 測量業の登録に関し、暴力団排除規定を整備する。

図-2 測量法改正 概要

3. 政令及び省令の改正の概要

図-3 は、法改正を受けた測量法施行令（以下「政令」という。）及び省令の改正について概要として整理したものである。政令及び省令の主な改正内容の概要について説明する。

3.1 政令改正の概要

3.1.1 測量成果の公開等（交付・提供）の請求に係る手数料に関する改正

法改正により、誰でも国土地理院長に対し、従来

の書面をもって作成された測量成果等の謄本又は抄本の交付に加え、電磁的記録をもって作成された測量成果等の事項を記載した書面の交付や、書面又は電磁的記録をもって作成された測量成果等の事項を記録した電磁的記録の提供の請求ができることとされた。このため、これらの新たな請求に係る手数料について規定を設けるほか、測量成果等の謄本又は抄本の交付手数料について現在の実費を勘案して改正した。

3.1.2 測量士・測量士補の登録及び試験に関する規定の廃止

測量士・測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士・測量士補の試験科目その他試験に関して必要な事項については、これまで政令で定めることとされていたところであるが、法改正により省令で定めることとされたため、それらに関する規定を廃止した（ただし、試験手数料については引き続き政令に規定している）。

3.2 省令改正の概要

3.2.1 測量成果の公開等（交付・提供）の電子化に伴う改正

3.1.1 項に記載した法改正において、次の事項について省令に委任されたことから、当該事項に関する規定を整備した。

- ・新たな交付・提供方法に対応した測量成果等の提供の請求に係る手続
- ・測量成果等の電磁的記録の提供に係る電磁的方法

3.2.2 測量士・測量士補となる資格の追加に伴う改正

法改正の概要の 2.1.2 項に記載したとおり、従来の測量士・測量士補となる資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者として国土交通大臣が認定した者についても、当該資格を有する者として

追加されたため、測量士・測量士補の登録の申請に際して当該者が提出すべき登録申請書及び当該資格を証する書類についての規定を整備した。

3.2.3 養成施設の登録要件の柔軟化に伴う改正

養成施設の登録要件は、これまで測量法で定められていたが、法改正により省令で定めることとされた。新たに省令に委任された事項について、必要な規定の整備を行い、併せて授業科目、実習機器、専任教員の人数等の要件の見直しを行った。その具体的な内容は、測量士補養成施設が図-4、測量士養成施設が図-5 のとおりである。

3.2.4 測量士・測量士補の登録に関する手続及び試験に関する事項の省令への委任に伴う改正

3.1.2 項に記載した法改正を受けた規定の整備を行うほか、測量士試験又は測量士補試験の受験者が提出する写真の様式等に関する規定について所要の改正を行った。

4. おわりに

国土地理院では、法改正を受けて、測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討を進め、資格制度の改善や測量業における担い手の確保に資する取組等を着実に実施していくこととしている。

（公開日：令和 7 年 8 月 6 日）

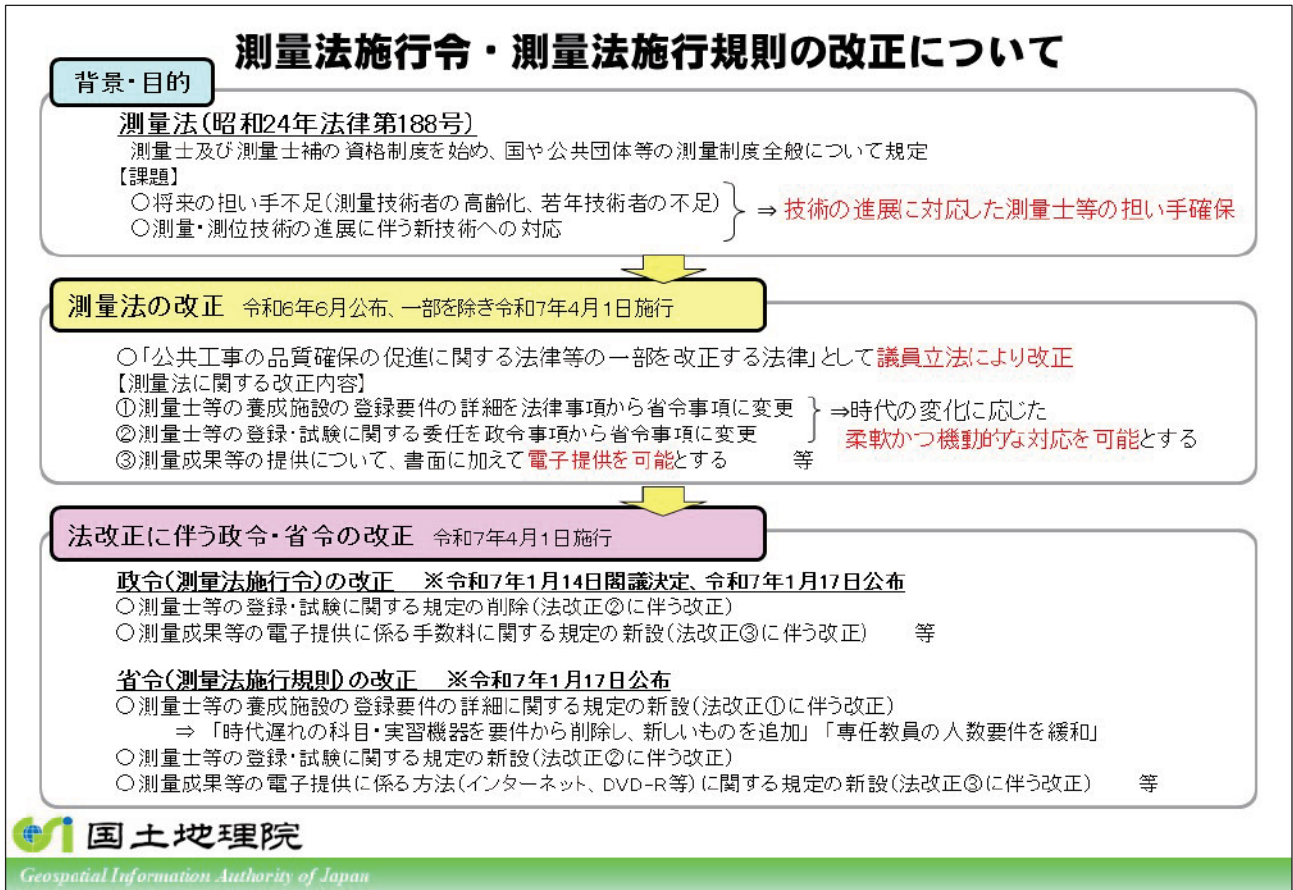


図-3 測量法施行令・測量法施行規則の改正概要

測量士補養成施設の要件改正内容

■ 科目

測量法(法律)・測量法施行規則(省令)

測量に関する科目		授業時数	
		講義	実習
一	測量に関する法規	30	
二	測量に関する数学	120	
三	測量に関する情報処理	15	30
四	測量学概論	45	
五	三角測量	120	120
六	多角測量		
七	汎地球測位システム測量		
八	水準測量	30	30
九	地形測量	60	60
十	写真測量	60	60
十一	地図編纂	45	45
十二	応用測量	60	60
十三	その他の測量関連科目	210	
総授業時数		1200	

測量法施行規則(省令)

測量に関する科目		授業時数	
		講義	実習
一	測量に関する法規	30	
二	測量に関する数学	75	
三	測量に関する情報処理	15	30
四	測量学概論	45	
五	測地測量 (削除) (多角測量) (~~全球測位衛星システム測量~~) (水準測量)	105	105
六	測図測量 (地形測量) (写真測量) (地図編纂)	105	150
七	応用測量	60	60
八	その他の測量関連科目	120	
総授業時数		900	

■ 専任教員数

測量法(法律)

総員数	専任教員の人数
生徒定員150人以下	最低3人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+1人
内訳	
・測地分野：最低1人	
・地図分野：最低1人	
・専任教員のうち、1人が主任専任教員	

測量法施行規則(省令)

総員数	専任教員の人数
生徒定員100人以下	最低2人
生徒定員150人以下	最低3人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+1人
内訳	
・測地分野：最低1人	
・地図分野：最低1人	
・専任教員のうち、1人が主任専任教員	

■ 機器

測量法(法律)・測量法施行規則(省令)

実習機器	数量(※)	性能
セオドライト	15	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
レベル	15	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの
電子レベル	1	電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇・一ミリメートルのもの
汎地球測位システム測量機	1	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 1.0 + 2 \times 10^{-6} \times D$ (単位 ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)
平板	20	三脚に固定し、かつ、地形地物の測定結果を描くための用紙をはり付けることができるもの
電子平板	1	セオドライト(距離を測定する機能を備えたものに限る。)又は汎地球測位システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
反射式実体鏡	5	一対の空中写真を反射鏡、プリズム等により反射させて得られた像を実体視できるもの
図化機又は解析図化機	1	一対の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、用紙等にかくことができるもの
スキャナ	1	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
ディジタイザ	1	日本産業規格A2の大きさの用紙に情報を出力することができるもの
プロッタ	1	測量に関する計算及び図形処理を行うことができるもの
パーソナルコンピュータ	20	

※生徒定員に応じて追加数量を定める

測量法施行規則(省令)

実習機器	数量(※)	性能
セオドライト又はトータルステーション	15	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
レベル	15	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの
電子レベル	1	電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇・一ミリメートルのもの
全球測位衛星システム測量機	1	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 1.0 + 2 \times 10^{-6} \times D$ (単位 ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)
(削除)	—	(削除)
電子平板	1	トータルステーション又は全球測位衛星システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
(削除)	—	(削除)
デジタルステレオ図化機	1	一対の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、 保存及び表示 することができるもの
イメージスキャナ	1	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
(削除)	—	(削除)
(削除)	—	(削除)
(削除)	—	(削除)

※生徒定員に応じて追加数量を定める

図-4 測量士補養成施設の要件改正内容

測量士養成施設の要件改正内容

科目

測量法(法律)・測量法施行規則(省令)

測量に関する科目		授業時数	
		講義	実習
一	測量に関する法規及びこれに関連する国際条約	30	
二	測量に関する基礎理学	60	
三	測量に関する基礎工学	90	15
四	測地測量	135	60
五	地形測量	45	15
六	写真測量	120	60
七	地図編集	15	15
八	応用測量	90	30
九	地理情報システム	120	60
十	測量に関する課題研究	150	
十一	測量に関する表現技術	15	
十二	測量実務	60	15
総授業時数		1200	

測量法施行規則(省令)

測量に関する科目		授業時数	
		講義	実習
一	測量に関する法規及びこれに関連する国際条約	30	
二	測量に関する基礎理学	60	
三	測量に関する基礎工学	75	15
四	測地測量	90	75
五	測図測量 (地形測量) (写真測量) (地図編集)	60	60
六	三次元点群測量	30	30
七	応用測量	45	60
八	地理情報システム	60	60
九	測量に関する課題研究 (課題研究) (表現技術)	90	
十	測量実務	45	15
総授業時数		900	

専任教員数

測量法(法律)

総員数	専任教員の人数
生徒定員50人以下	最低2人
生徒定員50人以上100人以下	最低4人
生徒定員100人以上150人以下	最低6人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+2人
内訳	
・測地分野：最低1人	
・地図分野：最低1人	
・専任教員のうち、1人が主任専任教員	

測量法施行規則(省令)

総員数	専任教員の人数
生徒定員50人以下	最低2人
生徒定員50人以上100人以下	最低4人
生徒定員100人以上150人以下	最低6人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+2人
内訳	
・測地分野：最低1人	
・地図分野：最低1人	
・専任教員のうち、1人が主任専任教員	

機器

測量法(法律)・測量法施行規則(省令)

実習機器	数量 (※)	性能
セオドライト	15	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
レベル	15	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの
電子レベル	1	電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇・一ミリメートルのもの
汎地球測位システム測量機	1	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 10 + 2 \times 10^{-6} \times D$ (単位：ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)
平板	20	三脚に固定し、かつ、地形地物の測定結果を描くための用紙をはり付けることができるもの
電子平板	1	セオドライト(距離を測定する機能を備えたものに限る。)又は汎地球測位システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
反射式実体鏡	5	一対の空中写真を反射鏡、プリズム等により反射させて得られた像を実体視できるもの
図化機又は解析図化機	1	一対の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、用紙等にかくことができるもの
スキャナ	1	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
ディジタイザ	1	日本産業規格A2の大きさの用紙に情報を出力することができるもの
プロッタ	1	測量に関する計算及び図形処理を行うことができるもの
パーソナルコンピュータ	20	

※生徒定員に応じて追加数量を定める

測量法施行規則(省令)

実習機器	数量 (※)	性能
セオドライト又はトータルステーション	15	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
レベル	15	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの
電子レベル	1	電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇・一ミリメートルのもの
全球測位衛星システム測量機	1	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 10 + 2 \times 10^{-6} \times D$ (単位：ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)
(削除)	—	(削除)
電子平板	1	トータルステーション又は全球測位衛星システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
(削除)	—	(削除)
デジタルステレオ図化機	1	一対の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、保存及び表示することができるもの
イメージスキャナ	1	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
(削除)	—	(削除)
(削除)	—	(削除)
(削除)	—	(削除)
地理情報システム(4号施設のみ)	1	地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成、保存、利用、管理、表示、検索、計算及び分析することができるもの
レーザスキャナ(4号施設のみ)	1	点群データが取得できるもの

※生徒定員に応じて追加数量を定める

図-5 測量士養成施設の要件改正内容

参考文献

国土地理院（2025）：第31回測量行政懇談会の開催概要，
<https://www.gsi.go.jp/seisakuchousei/seisakuchousei41058.html> (accessed 27 March. 2025).